

核軍縮に関する国際情勢（7）

—— 核軍縮と核不拡散 ——



大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒澤 満

2005年NPT再検討会議は実質的な文書の採択に失敗し、具体的な成果を生み出すことなく終了したが、その会議での最も大きな対立は、核軍縮と核不拡散の取り扱いの優先度に関するものであった。また2000年以降の国際社会においては、核軍縮よりも核不拡散に重点が移行している現状があり、核軍縮が軽視されている傾向がある。

今回は、これらの現状を検討する。

I 冷戦後の国際社会の状況：核軍縮の進展

1990年前後に冷戦が終結し、ポスト冷戦の時代に入ったが、米ソおよび米露の対立が大きく緩和したことにより、核軍縮の側面で多くの進展が見られた。冷戦終結直前の1987年には、中距離核戦力（INF）を全廃する条約が署名され、3年間で、中距離ミサイルを米国は866、ソ連は1752廃棄し、ミサイル発射機を米国は282、ソ連は845廃棄した。

さらに1991年に署名された戦略兵器削減（START I）条約は、戦略核弾頭の半減を規定し、2001年までに米露はそれぞれ6000にまで削減した。1991年に署名されたSTART II条約は、さらに

3000-3500の間に削減するものであったが、実際には条約は発効しなかった。しかし、米露関係の対立が終結し、核兵器を削減する方向が示され、それは2002年の戦略攻撃力削減（SORT）条約に引き継がれている。

また1995年のNPT再検討会議は、条約の無期限延長を決める一方で、包括的核実験禁止条約（CTBT）の1996年内での締結、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時の交渉開始と早期の締結、核兵器削減に向けた組織的で漸進的な努力の追求に合意した。2000年のNPT再検討会議は、それらの内容を一層詳細なものとし、核軍縮のための具体的な13項目に合意した。

CTBTは1996年に署名され、まだ発効していないが、それ自体は大きな進歩を記しているし、冷戦後の米露の対立緩和により、アフリカおよび東南アジアに非核兵器地帯が設置された。

このように、冷戦の終結により戦略核兵器の削減など核軍縮がさまざま実施されるようになったというプラスの側面に対して、冷戦後は地域紛争やならず者国家の出現により、核拡散の危険が増大するというマイナスの側面が現れるようになった。

II 2000年以降の国際社会の状況：核不拡散の強調

核不拡散問題の重要性は、クリントン政権でも強調され、カウンター・プロリフェレーション（対抗拡散）が主張されるようになっていたが、ブッシュ政権の誕生により、国際協調路線から単独主義への移行もあり、核不拡散に最も高い優先順位が与えられることになった。この傾向は、2001年9月11日の同時多発テロで一層強化され、ならず者国家とテロリストが大量破壊兵器を保有することが、米国の最大の脅威であると認識されるようになった。

核拡散の脅威としては、まず第1に以前から継続していたイラクの問題があり、米英はイラクが大量破壊兵器を保有していること、イラクがアルカイダなどテロ組織を支援していることを根拠に攻撃を開始した。米国は将来イラクが大量破壊兵器で攻撃するという脅威を認識して予防的に攻撃したのであるが、後にイラクは大量破壊兵器を保有していなかったこと、アルカイダとは何の関係もなかったことが、米国政府の調査委員会で確認されている。

第2の脅威は、北朝鮮の核問題であり、特に2002年10月に、北朝鮮がウラン濃縮計画をもって米国が発表し、2003年1月に北朝鮮がNPTから脱退した時から、一層大きな問題となった。北朝鮮問題は、中国を仲介者とする6者協議を何度か開催し、2005年9月に共同声明に合意し、おおまかな内容が合意され、一応の出発点に合意した感があるが、実際の履行に際してはさまざまな困難が生じると考えられる。

第3はイランの核疑惑であり、2002年10月にイランが秘密裏にウラン濃縮計画を維持していたことが明らかになった。その後、英国、フランス、ドイ

ツとの交渉において、2003年10月に、民生用核技術の提供と引き換えに、ウラン濃縮の停止と追加議定書への署名に合意した。しかしその後の修正申告により、イランは未申告でウラン濃縮とプルトニウム抽出を行っていたことが明らかになった。IAEAはイランが非協力的であるとして、国連安保理に付託する可能性を認めた決議を採択している。イラクはあくまでも、これは核不拡散条約の当事国に認められた原子力の平和利用であると主張するが、米国などはこれはイランが核兵器を開発しようとするものであると主張している。

第4は、リビアの核兵器開発計画が明らかになったことである。これは英米との交渉により、2003年12月にリビアがすべて廃棄することが合意された。

第5は、2004年に、パキスタンのカーン博士を中心とする核の闇市場の存在が明らかになったことである。これにより核兵器製造に関わる物質や設備が闇市場で拡散していることが明らかになり、拡散の脅威が一層認識されるようになった。

第6は、特に9.11を契機として、核テロの脅威が現実の脅威として認識されるようになり、テロリスト自体とテロリストをかくまう国家が脅威であると認識されるようになった。

このような国際環境を背景に、2000年以降の国際社会では、核不拡散に迅速に対応すべきであるとの意見が、特に米国を中心に大きく主張されるようになった。米国の脅威認識が冷戦終結後、さらに9.11以降大きく変化したため、核不拡散に大きく重点が移動したのである。

III 核拡散の危険に対応する措置

これらの核拡散の脅威に対して、国際社会は以下

のようなさまざまな措置をとってきた。

1 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置の強化

1991年の湾岸戦争の後にイラクが秘密裏に核兵器開発計画をもっていたことが明らかになったが、IAEAの保障措置は、申告に基づく査察のみを行っていたので、未申告の活動を発見することはできなかった。その状況を改善するため、1997年にIAEAはモデル追加議定書を採択した。それによると、各国はより多くの情報を提出し、IAEAは短期の事前通告によりどこでも査察できるようになり、秘密の核計画をも発見できるようになった。現在の問題は、この追加議定書を締結していない国がまだ多くあることで、追加議定書をすべての国に広げていくことが課題となっている。

2 協力的脅威削減 (CTR) 計画

ソ連解体後、核兵器の削減も進んだが、旧ソ連諸国において核兵器関連物質の管理と保安がずさんになり、盗難や不法な持ち出しや取引による拡散の危険が生じた。それを防止するために、米国が1991年にナン＝ルーガー法を制定し、管理体制の強化などを実施した。9.11により、さらにCTRを拡大する必要が感じられ、2002年のカナナスキス・サミットにおいてG8グローバル・パートナーシップが合意され、旧ソ連諸国からの大量破壊兵器の拡散防止のため、今後10年間で200億ドル拠出することが合意された。日本も対露非核化支援として、放射性廃棄物処理施設を建設し、またロシアの退役原子力潜水艦の解体に取り組んでいる。

3 輸出管理

1974年のインドの核実験を契機として、核関連物質の輸出を管理するために原子力供給国グループ

(NSG) が作られ、関連物質の輸出に関するガイドラインに合意した。これは原子力専用品のみであったが、イラクが汎用品を輸入して核兵器の開発を進めていたこともあり、1992年には原子力汎用品のリストにも合意された。その後、このグループの間では、あやしい国に対してはあらゆる輸出を厳格に管理するキャッチ・オール規制という方式が進められている。また北朝鮮やイランの問題が生じたため、核兵器の開発に直接つながるウラン濃縮と再処理に関する技術の輸出を禁止する方向が検討されている。

4 拡散防止構想 (PSI)

2003年5月にブッシュ大統領が提案したもので、大量破壊兵器に関連する物質がならず者国家などに輸出されるのを防止するため、疑わしい物質を積載した船舶や航空機を臨検し、その物質を押収しようとするものである。いくつかの実例がすでに存在するとともに、関係国は海上阻止訓練を共同で実施しており、2004年10月には東京湾沖で、チーム・サムライ04と称する共同訓練が実施された。

5 国連安全保障理事会決議1540

これもブッシュ大統領の提案によるもので、国連安全保障理事会は2004年4月に全会一致で決議を採択した。これは主としてテロリストへの拡散を防止しようとするもので、各国はテロリストへ大量破壊兵器に関する技術を手渡す行為や支援を犯罪とする国内法を採択し実施すること、厳格な輸出管理体制を整備すること、この決議の実施状況について報告することが義務づけられている。

6 核テロ防止条約

2005年4月に、国連総会は、「核によるテロリズム

ム行為の防止に関する国際条約」を採択し、現在多くの国が署名しつつある。この条約は、人の殺傷や財産・環境の損害を目的として核関連物質を所有・使用すること、原子力発電所を攻撃することなどを犯罪として各国が定めること、これを確実に処罰する法的枠組みを整備することを定めている。ここには、核兵器関連物質のみならず、放射性物質なども含まれている。

IV 長期的視点からの核軍縮の重要性

このように、短期的視点からは核不拡散の重要性が大きく主張されており、特に米国は9.11のショックにより、大量破壊兵器とならず者国家およびテロリストが結びつくことが最大の脅威であると認識しているため、米国の関心はもっぱらその方面に集中している。米国の脅威認識に基づき、米国が核不拡散の重要性を声高に主張しているため、NPT再検討会議もあたかも核不拡散一色であるような印象を与えるが、実態は必ずしもそうではない。

その他の核兵器国や西側諸国は、核不拡散の新たな措置が重要であることには同意しながらも、米国のようにその側面のみを強調するのではなく、同時に核軍縮の進展が必要であると主張しており、また全体としてみた場合は、核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の三本柱をバランスの取れた形で議論すべきだという見解が多数であった。

日本政府も、核軍縮と核不拡散の両者を同じレベルで議論すべきことを主張していた。核軍縮が進まない中で、特に米国が核軍縮は十分実施しているのでまったく問題はないので議論を必要はないと主張することに対しては、特に非同盟諸国から鋭い批判が浴びせられていた。また核不拡散の側面のみを強調することは、非核兵器国の原子力平和利用などに

新たな制限を課すことになり、アンバランスであるとの主張も見られた。

2000年以降の国際安全保障環境の大きな変化により、短期的に核拡散問題に対応する必要があることは多くの国が認めており、上述のようにさまざまな具体的措置がとられている。しかし、このことは核軍縮を無視していいことにはならない。現在の国際社会で核不拡散が広く議論されている理由の一つは、核不拡散については新たな措置が必要になりそのための議論が広く行われたのに対し、核軍縮については2000年のNPT再検討会議までに十分な議論が行われ、そこで核軍縮の具体的措置についても合意がみられたため、問題はそれらが履行されるかどうかであって、新たな措置を議論する必要がなかったからである。

米国のみが2000年の合意はもはや意味をもたないと主張しているが、他のすべての国はそれがまだ有効であると考えている。これに基づいて、日本を初めとして各国が核兵器国にもっと核軍縮の実施を要求していくべきであるし、米国の主張する核不拡散も核軍縮を伴うことにより強化されていくものと考えられる。非核兵器国が核兵器を所有しない状況を維持するには、核兵器を保有する国は核兵器が軍事的にも政治的にも有用でないことを示す必要があるが、米国は今は逆のことを行っており、核不拡散にも逆行する措置を追求している。それは米国による新たな核兵器の研究・開発であり、核実験準備期間の短縮である。

今回のNPT再検討会議で明らかになったのは、短期的には核不拡散のためのさまざまな措置が必要であるが、長期的には核軍縮が必要であるということである。